



第56期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2020年9月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室

議決権行使書提出期限

2020年9月28日（月曜日）
午後5時30分まで

「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」

開催日現在の状況に鑑み、適切な感染防止措置を講じてまいります。本株主総会につきましては、可能な限り書面による事前の議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場は控えさせていただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会にご出席される株主の皆さまへのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

当社の判断に基づき、株主総会会場において株主の皆さまの安全確保及び感染拡大防止のための措置を講じる場合もありますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

■ 第56期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	4
議案及び参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	
■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	24
■ 計算書類	26
■ 監査報告書	28

一正蒲鉾株式会社

証券コード：2904

社 是

人生はやまびこである

「正しきことは正しく報われる」という創業者 野崎正平の信念を受け継ぎ、
私たちは「誠実」「謙虚」「感謝」の心で全ての方に幸せと喜びをお届けします。

経営理念

安全・安心を基本として、ユーザーに信頼され、
愛され、感動される商品・サービスを提供することで、
社会になくてはならない企業として貢献します。

ICHIMASA30ビジョン

“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして
世界中に“日本の食”で貢献するグローバル企業

常に技術を探求し、未来に向けて
あらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業

あらゆるステークホルダーの皆さまに“食”を中心に
“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業

証券コード2904
2020年9月8日

株 主 各 位

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役社長 野 崎 正 博

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のための適切な措置を実施したうえで開催させていただくことといたしました。株主の皆さまの安全確保及び感染拡大防止のために、可能な限り書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

事前に議決権行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年9月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社 本社2階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

以上

「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」

1. 株主の皆さまへのお願い

- ①議決権行使書のご返送により事前に議決権行使をしていただき、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ②社会的距離（ソーシャルディスタンス）確保の観点から、座席が例年よりも大幅に減少しており、入場をお断りする場合もございますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ③所要時間を例年より短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明を省略いたします。招集ご通知を事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

2. ご来場される株主の皆さまへのお願い

- ①感染拡大防止のために検温の実施、アルコール消毒の実施及びマスクのご着用をお願いを予定しておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ②発熱が確認された方やその他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合やご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ③新型コロナウイルス感染拡大防止と株主の皆さまに対する公平な利益還元の観点から、本株主総会より総会当日のお土産の配布を取りやめさせていただきます。
- ④当社役員及び株主総会スタッフはマスクを着用して対応させていただきます。

3. 今後の状況により当日の運営を変更する場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ichimasa.co.jp>) においてお知らせいたしますので、事前に必ずご確認ください。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の体制及び方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ichimasa.co.jp>) に掲載しておりますので本招集ご通知には掲載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ichimasa.co.jp>) に掲載させていただきます。
- 本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ichimasa.co.jp>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としております。

当社は、2020年1月22日をもちまして創業55周年を迎えました。これもひとえに、株主の皆さまをはじめ、多くの関係者の皆さまのご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

つきましては、株主の皆さまへの感謝の意を表するため、記念配当を実施し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、1株につき8円の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円（うち、普通配当7円、創業記念配当1円）

総額 148,199,456円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり、第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、変更案と重複する内容について削除するとともに所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第6条（条文省略）</p> <p>（自己株式の取得） <u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第37条（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（剰余金の配当の基準日） 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 （新設） （新設）</p> <p>（中間配当） <u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</u></p> <p>（配当の除斥期間） 第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払配当金に対しては、利息をつけないものとする。</p>	<p>第1条～第6条（現行通り）</p> <p>（削除）</p> <p>第7条～第36条（現行通り）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関） <u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>（剰余金の配当の基準日） 第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u> 3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（配当の除斥期間） 第39条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払配当金に対しては、利息をつけないものとする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1	再任 野崎正博	代表取締役社長 株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長	13回/13回（100%）
2	再任 滝沢昌彦	専務取締役	13回/13回（100%）
3	再任 後藤昌幸	常務取締役生産統括部長兼商品開発部長	13回/13回（100%）
4	再任 小柳啓一	取締役営業統括部長兼東京支店長	13回/13回（100%）
5	再任 高島正樹	取締役経営企画部長	13回/13回（100%）

1

の 野 崎 正 博

(1958年2月5日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 当社入社

1997年 9月 常務取締役営業本部長

1991年 9月 取締役営業部長

1999年 9月 代表取締役社長（現任）

■所有する当社株式の数

523,120株

■重要な兼職の状況

株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、最高経営責任者としてリーダーシップを発揮し、また、営業分野を始め様々な部門に精通するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

たき 瀧 沢 昌 彦

(1954年7月7日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2011年 7月 当社入社 管理部付部長

2015年 9月 常務取締役管理部長

2011年 9月 取締役管理部長

2017年 9月 専務取締役（現任）

■所有する当社株式の数

3,000株

■重要な兼職の状況

—

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営企画、人事及び財務分野を始め様々な部門で豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣幹部としてリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

後藤 昌幸

(1958年10月26日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1985年11月	当社入社	2013年9月	取締役生産統括部長
2002年7月	本社工場長	2019年9月	常務取締役生産統括部長兼商品開発部長（現任）
2012年7月	執行役員生産統括部長兼商品開発部長		

■所有する当社株式の数

7,000株

■重要な兼職の状況

—

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

生産及び商品開発分野で豊富な経験を有し、安全・安心な商品の製造や収益性向上でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4

小柳 啓一

(1961年2月7日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1983年4月	当社入社	2015年7月	執行役員営業統括部長兼東京支店長
2006年2月	東京支店長	2016年9月	取締役営業統括部長兼東京支店長（現任）
2012年7月	執行役員東京支店長		

■所有する当社株式の数

4,000株

■重要な兼職の状況

—

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

営業分野で豊富な経験を有し、全国の顧客営業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5

たかしままさき
高島正樹

(1960年5月20日生)

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2016年7月 当社入社 執行役員経営企画部長

2017年9月 取締役経営企画部長（現任）

■所有する当社株式の数

1,300株

■取締役会への出席状況

13回/13回（100%）

■重要な兼職の状況

—

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営企画分野で豊富な経験を有し、中長期経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、経営戦略の推進に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（ご参考）

当社は、「取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続」を次のとおり定めております。

〔取締役の選解任と取締役候補の指名の方針と手続〕

当社は、代表取締役の選定、取締役の選任・解任及び取締役候補の指名にあたっては、取締役選解任基準に基づき、独立社外役員会の意見を受けて、取締役会で決定することとしています。

社外取締役候補の指名にあたっては、社外取締役選任基準に基づき、会社法及び東京証券取引所の独立性基準に加えて、当社が定める独立性判断基準を満たす者とし、独立社外取締役2名以上を、独立社外役員会の意見を受けて、取締役会で決定することとしています。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続くなかで、当初は全体として緩やかな回復基調で始まったものの、国内では相次ぐ自然災害の発生や消費税増税、海外では米中貿易摩擦や政治情勢の不安定化が継続するなか、直近では新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により経済活動は停滞し、訪日外国人の急減や輸出入の低迷により多くの経済指標は大きくマイナスを示すなど先行きの見通しは予断を許さない状況となっております。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛などの行動変容が求められるなかで、巣ごもり消費が増加したり、また不安心理から一部の日用品については買い溜めが発生するなど今までにない消費行動も起こっており、今後の需要動向を予測することが難しい状況となっております。また、原材料価格の上昇や人手不足を背景とした人件費などのコストの増加が見込まれており、依然として当社グループを取り巻く経営環境には厳しいものがあります。

このような状況のもと、当社グループでは、“ICHIMASA30ビジョン”（30年後の目指す姿）を目指し、2016年7月から2021年6月までの5ヶ年の中期経営計画を策定し、「成長基盤創り」と「お客さまが中心」を基本方針とし経営課題に取り組んでおります。

また、地球環境の維持は企業活動の持続的な発展・成長のためには不可欠であり、2015年9月に国連総会で採択された17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の達成を目指し、当社グループもステークホルダーの皆さまと協力しながら、社会のサステナブルな課題の解決に取り組んでおります。

以上により、当連結会計年度の売上高は360億47百万円（前連結会計年度比4億58百万円（1.3%）の増加）、営業利益は18億88百万円（前連結会計年度比5億81百万円（44.4%）の増加）、経常利益は18億67百万円（前連結会計年度比6億12百万円（48.8%）の増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は2億52百万円（前連結会計年度比4億20百万円（62.4%）の減少）となりました。

当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりであります。

① 水産練製品・惣菜事業

主力商品群の「カニかま」は魚肉たんぱくが手軽に摂れる食材としてメディアに取り上げられ、健康志向が続くなかで販売が伸長しております。年末のおせち商品は、純国産原料を100%使用した「純」シリーズや甘さを抑えた伊達巻などが好調に推移いたしました。

また、おでん商材は、昨年の秋・冬シーズンにおいて、例年と比べて全国的に気温が高めであったため「揚物」は軟調に推移いたしました。新型コロナウイルス感染予防のための外出自粛により、内食需要が増加したことから調理の簡単な「レトルトおでん」が堅調な売れ行きとなりました。

利益面におきましては、世界的な健康志向の高まりから水産加工品需要が拡大し、すり身価格が高止まりしており厳しい状況が続いておりますが、生産効率の向上を目指した生産ラインの人員配置の効率化やコストダウン活動の実施、原油安によるエネルギー単価の下落などにより、前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は305億30百万円（前連結会計年度比2.0%の増加）、営業利益は8億18百万円（前連結会計年度比5億19百万円の増加）となりました。

② きのこと事業

昨年の秋から冬にかけて野菜の生育は順調な一方で、鍋物用野菜の需要は低調であったため、野菜市場価格及びきのこ市場価格は軟調に推移いたしました。第4四半期においては、新型コロナウイルス感染拡大による内食需要の増加の影響で、野菜市場価格及びきのこ市場価格は一転して堅調となりました。

このような市場環境のなかで、まいたけは前年に市場価格が上昇した反動もあり、年間を通じて前年を下回る価格で推移いたしました。

生産面におきましては、安定栽培や生産の効率化、品質管理体制の強化に努めるとともに、販売面におきましては、まいたけの需要喚起を目指しメニュー提案などの販売促進を強化いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は50億27百万円（前連結会計年度比2.5%の減少）、営業利益は9億52百万円（前連結会計年度比75百万円の増加）となりました。

③ その他

運送事業におきましては、既存のお客さまとの取引深耕や新規輸送便の開始により、売上高・利益とも前連結会計年度を上回る結果となりました。

倉庫事業におきましては、新規入庫量が前年実績を下回ったことに伴い、保管在庫量も低

調に推移した結果、売上高・利益ともに前連結会計年度を下回る結果となりました。

以上の結果、その他の売上高は4億89百万円(前連結会計年度比0.8%の減少)、営業利益は1億8百万円(前連結会計年度比13百万円の減少)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は9億64百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社工場の水産練製品製造設備

関西工場の水産練製品製造設備

栽培センターのきのこ生産設備

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金並びに金融機関からの借入金をもって充当しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、“ICHIMASA 30ビジョン”（30年後の目指す姿）である、「“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして世界中に“日本の食”で貢献するグローバル企業」「常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業」「あらゆるステークホルダーの皆さまに“食”を中心に“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業」のもと、2016年7月から2021年6月までの5ヶ年の中期経営計画を推進しております。

当社グループは、「成長基盤創り」と「お客さまが中心」を主なテーマとして、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として中期経営計画の基本方針といたしております。

【中期経営計画の基本方針】

「成長基盤創り」：より強固な組織、財務基盤を創るための体質改造を継続する

- ① 収益力強化に向けた事業構造の展開
- ② コア事業の収益拡大と競争優位性の実現
- ③ リスク・リターンに根ざした戦略的な投資実行
- ④ 人事、人財育成体制の強化とダイバーシティの推進
- ⑤ 海外戦略の進展
- ⑥ コーポレート・ガバナンスの浸透

「お客さまが中心」：お客さま目線での徹底した商品・サービスを提供する

- ① “全てはお客さまのために”の徹底と発想力アップ
- ② 愛され、感動される商品の開発と領域拡大
- ③ 国内外での“ICHIMASA”ブランドの強化
- ④ 社会変化や多様化する市場ニーズへの「変化対応力」の強化

（中期経営計画最終年度 2021年6月期数値目標）

連結売上高	：	370億円
連結営業利益	：	14億円
自己資本利益率（ROE）	：	7.5%

株主の皆さまにおかれましても、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 53 期 (2017年6月期)	第 54 期 (2018年6月期)	第 55 期 (2019年6月期)	第 56 期 (2020年6月期)
売 上 高	34,785百万円	35,032百万円	35,588百万円	36,047百万円
営 業 利 益	1,331百万円	1,018百万円	1,307百万円	1,888百万円
経 常 利 益	1,526百万円	1,051百万円	1,254百万円	1,867百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	846百万円	557百万円	672百万円	252百万円
1株当たり当期純利益	45.79円	30.17円	36.47円	13.72円
総 資 産 額	23,520百万円	24,280百万円	23,698百万円	22,053百万円
純 資 産 額	10,279百万円	10,911百万円	11,042百万円	11,174百万円

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する当社株式を「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送事業・倉庫事業
マルス蒲鉾工業株式会社	10百万円	100.0%	食品製造販売事業
一正農業科技(常州)有限公司	4,494万US\$	100.0%	きのこ生産販売事業

② 持分法適用会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(持分法適用会社) PT. KML ICHIMASA FOODS	511万US\$	40.0%	水産練製品製造販売事業

(7) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

水産練製品・惣菜事業

- ① 水産練製品の製造販売
- ② 各種惣菜の製造販売
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

きのこ事業

- ① きのこ類の生産販売
- ② 前号に附帯する一切の業務

その他

- ① 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
- ② 倉庫業
- ③ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所及び工場（2020年6月30日現在）

- ① 当社の主要な工場及び営業所
本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地
工場：本社工場（新潟市東区津島屋）
聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）
東港工場（新潟市北区白勢町）
山木戸工場（新潟市東区山木戸）
北海道工場（小樽市銭函）
関西工場（守山市古高町）
栽培センター（阿賀野市十二神）
支店：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所：上記支店内及び主要都市2ヶ所
- ② 子会社の事業所
株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）
マルス蒲鉾工業株式会社（新潟市中央区本町通）
一正農業科技（常州）有限公司（中華人民共和国江蘇省常州市）

(9) 従業員の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	743名	8名減
きのこ事業	123名	41名減
その他	55名	増減なし
合計	921名	49名減

(注) 臨時従業員は、前期で935名、当期で972名であり、上記従業員数には含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
838名	11名減	39.5歳	12.0年

(注) 1. 社外への出向者12名は、上記従業員数には含まれておりません。

2. 臨時従業員は、前期で903名、当期で938名であり、上記従業員数には含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2020年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社第四銀行	2,109百万円
農林中央金庫	524
新潟県信用農業協同組合連合会	483
株式会社東邦銀行	384
株式会社みずほ銀行	364
株式会社りそな銀行	261
日本生命保険相互会社	240
株式会社日本政策投資銀行	222

2. 会社の株式に関する事項（2020年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 64,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,590,000株（自己株式65,068株を含む）
 (3) 株主数 8,859名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ノザキ	5,774千株	31.16%
東京中小企業投資育成株式会社	1,104	5.95
株式会社第四銀行	920	4.96
野崎正博	523	2.82
佐藤食品工業株式会社	516	2.78
川口栄介	326	1.76
焼津水産化学工業株式会社	308	1.66
日本生命保険相互会社	271	1.46
損害保険ジャパン株式会社	264	1.42
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 亀田製菓口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	252	1.36

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（65,068株）を控除して計算しております。
 2. 自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する96,200株は含まれておりません。

3. 会社役員に関する事項（2020年6月30日現在）

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	野 崎 正 博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
専 務 取 締 役	滝 沢 昌 彦	
常 務 取 締 役	後 藤 昌 幸	生産統括部長兼商品開発部長
取 締 役	小 柳 啓 一	営業統括部長兼東京支店長
取 締 役	高 島 正 樹	経営企画部長
取締役（監査等委員）	涌 井 利 明	
取締役（監査等委員）	坂 井 啓 二	坂井会計事務所所長 株式会社大光銀行社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	古 川 兵 衛	古川兵衛法律事務所所長
取締役（監査等委員）	吉 田 至 夫	株式会社新潟クボタ代表取締役社長 第一建設工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 真保俊男氏は、2019年9月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。
2. 涌井利明氏は、2019年9月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任し、取締役（監査等委員）に就任しております。
3. 坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役であります。当社は坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 坂井啓二氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 古川兵衛氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 吉田至夫氏は、民間企業の代表取締役及び社外取締役を兼任し、企業経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 涌井利明氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めております。

8. 当社は執行役員制度を導入しており、2020年6月30日現在における執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
村山徳裕	上席執行役員 管理部長
酒井基行	執行役員 北海道事業部長兼北日本統括部長兼札幌支店長
宮北渉	執行役員 バイオ事業部長兼バイオ営業部長
松原正彦	執行役員 マルス蒲鉾工業株式会社代表取締役社長
横木稔	執行役員 品質保証部長兼お客様相談室長兼F Aシステム部長
田邊良隆	執行役員 マーケティング部長兼商品開発部担当部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）4名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 取締役の報酬等

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 （－）	107,923千円 （－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5名 （3名）	26,400千円 （11,400千円）
合 計	11名	134,323千円

- (注) 1. 報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には、役員株式給付引当金繰入額13,516千円を含んでおります。なお、監査等委員である取締役は対象外であります。
3. 上記には、2019年9月26日開催の第55期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）1名及び取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

(ご参考)

当社は、「取締役報酬の決定方針と手続」を次のとおり定めております。

「取締役報酬の決定方針と手続」

取締役報酬は、外部調査機関による役員報酬調査データ等をもとに、取締役の役割に応じて、持続的な成長に向けた健全なインセンティブが機能するように体系構築しています。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期の業績連動報酬としての賞与、中長期の業績連動報酬としての株式報酬で構成しています。

基本報酬は、月額報酬として金銭で支給するもので、役位別及び同一役位内の等級別に報酬額を設定しています。

賞与は、金銭で支給するもので、1事業年度の連結売上高・連結営業利益・連結ROE等の目標達成状況に応じて変動することとしています。

株式報酬は、信託を通じ業務執行取締役に対して連結売上高営業利益率の実績水準に応じて、当社株式を毎年交付することとしています。

いずれの報酬も独立社外役員会の意見を受けて、取締役会で決定することとしています。

非業務執行取締役の報酬については、経営監督の役割を勘案して賞与及び株式報酬は支給せず、基本報酬のみの支給としています。

取締役について、退職慰労金の制度はありません。

これら取締役の報酬については、役員報酬規程に定めています。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役（監査等委員）坂井啓二氏は、坂井会計事務所を開設し、また、株式会社大光銀行の社外取締役（監査等委員）を兼任しておりますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）古川兵衛氏は、古川兵衛法律事務所を開設しておりますが、当社と兼職先との間に特別な関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉田至夫氏は、株式会社新潟クボタの代表取締役社長及び第一建設工業株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社とこれらの兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	坂井啓二	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古川兵衛	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	吉田至夫	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち11回に出席し、主に企業経営に関する幅広い知見を活かした発言を行っております。

(ご参考)

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に加えて、独立性判断基準を以下のとおり定めております。

以下の基準に該当する場合は、独立性がないと判断しております。

「独立性判断基準」

1. 当社の子会社、関連会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
2. 当社が10%以上の株式を所有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
3. 当社の株式を10%以上保有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
4. 当社との取引が直近連結売上高（販売先は当社決算、仕入先は取引先決算）の2%を超える取引先の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
5. 過去3年において当社から年間500万円以上の報酬を受けた法律専門家、会計専門家、コンサルタント（個人及び団体の場合には所属する者）
6. 当社より5,000万円以上の金員を貸し付けている会社・団体の役員
7. 当社より年間300万円以上の寄付を受けている団体の役員
8. 当社の取締役に就任してから8年を超える者

4. 会計監査人の状況

- (1) 名 称 有限責任監査法人 トーマツ
(2) 報酬等の額

区 分	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,243千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,743千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社連結子会社である一正農業科技（常州）有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュートーマツリミテッド（Deloitte Touche Tohmatsu LLC.）のメンバーファームによる監査を受けております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等への対応に関する助言業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,549,676	流動負債	6,819,564
現金及び預金	1,316,993	支払手形及び買掛金	2,090,638
売掛金	2,916,514	短期借入金	205,000
商品及び製品	959,620	1年内返済予定の長期借入金	1,623,584
仕掛品	497,666	1年内償還予定の社債	260,000
原材料及び貯蔵品	1,720,793	リース債務	55,066
その他	138,738	未払金及び未払費用	1,798,101
貸倒引当金	△650	未払法人税等	306,860
固定資産	14,504,229	賞与引当金	69,450
有形固定資産	10,834,970	子会社整理損失引当金	55,897
建物及び構築物	4,722,354	その他	354,965
機械装置及び運搬具	2,467,594	固定負債	4,059,741
工具、器具及び備品	130,736	社債	400,000
土地	3,267,083	長期借入金	2,765,585
リース資産	216,361	リース債務	195,834
建設仮勘定	30,840	繰延税金負債	402,722
無形固定資産	515,468	役員退職慰労引当金	31,435
投資その他の資産	3,153,791	役員株式給付引当金	74,894
投資有価証券	2,564,792	その他	189,269
繰延税金資産	82,483	負債合計	10,879,306
その他	531,015	純資産の部	
貸倒引当金	△24,500	株主資本	9,872,356
資産合計	22,053,906	資本金	940,000
		資本剰余金	650,000
		利益剰余金	8,404,857
		自己株式	△122,501
		その他の包括利益累計額	1,302,243
		その他有価証券評価差額金	1,151,397
		為替換算調整勘定	150,846
		純資産合計	11,174,600
		負債・純資産合計	22,053,906

連結損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		36,047,064
売上原価		26,110,924
売上総利益		9,936,140
販売費及び一般管理費		8,047,734
営業利益		1,888,405
営業外収益		
受取利息	314	
受取配当金	36,796	
受取貸付料	28,637	
受取手数料	35,956	
売電収入	18,989	
雑収入	27,583	148,278
営業外費用		
支払利息	36,167	
支持分による投資損失	23,846	
社債発行費	2,589	
為替差損	45,245	
休止固定資産減価償却費	47,073	
雑損失	14,399	169,321
経常利益		1,867,362
特別利益		
固定資産売却益	550	
投資有価証券売却益	96,453	97,003
特別損失		
固定資産除却損	1,905	
投資有価証券評価損	40,110	
子会社整理損	40,088	
子会社整理損失引当金繰入額	57,425	
減損損失	1,024,643	1,164,173
税金等調整前当期純利益		800,192
法人税、住民税及び事業税		565,087
法人税等調整額		△17,645
当期純利益		252,750
親会社株主に帰属する当期純利益		252,750

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,082,361	流 動 負 債	6,652,289
現金及び預金	927,758	買掛金	2,089,037
売掛金	2,850,957	短期借入金	200,000
商品及び製品	879,120	1年内返済予定の長期借入金	1,623,584
仕掛品	499,731	1年内償還予定の社債	260,000
材料及び貯蔵品	1,710,013	一払債	35,288
前払費用	13,859	未払費用	1,284,873
未収入金	81,320	未払法人税等	203,193
関係会社短期貸付金	82,800	未払引当金	281,299
その他の金	37,089	賞与引当金	137,366
貸倒引当金	△290	備関係未払金	63,415
固 定 資 産	14,040,057	設備関係の未払金	58,352
有 形 固 定 資 産	9,941,402	設備関係の未払金	264,384
建物	4,073,298	固定負債	3,933,333
構築物	174,720	社長期借入金	400,000
機械及び装置	2,454,259	長期借入金	2,765,585
車両運搬具	9,854	繰上り入金	109,361
工具、器具及び備品	128,042	繰上り延税引当金	402,722
土地	2,947,852	役員株式給付引当金	74,894
リース資産	122,533	長期未払金	164,241
建設仮勘定	30,840	資産除却負債	16,528
無 形 固 定 資 産	502,246	負 債 合 計	10,585,623
借地権	206,735	純資産の部	
電話加入権	14,430	株 主 資 本	9,394,553
リース資産	22,607	資 本	940,000
その他の資産	258,472	資本剰余金	650,000
投 資 其 他 の 資 産	3,596,408	資本利益剰余金	650,000
投資有価証券	2,457,858	利益剰余金	7,927,054
関係会社株式	793,294	利益剰余金のうち	190,095
出資金	290	の他	170,000
関係会社長期貸付金	23,200	製品開発費	93,133
長期前払費用	9,926	特許権	10,000
敷金及び保証金	32,220	海外市場開拓準備金	35,670
会費	25,152	固定資産圧縮立金	54,706
保険積立金	278,966	別途積立金	1,386,000
貸倒引当金	△24,500	繰越利益剰余金	5,987,449
資 産 合 計	21,122,419	自己株式	△122,501
		評価・換算差額等	1,142,242
		その他有価証券評価差額金	1,142,242
		純 資 産 合 計	10,536,796
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,122,419

損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		35,244,423
売上原価		25,424,235
売上総利益		9,820,188
販売費及び一般管理費		7,839,092
営業利益		1,981,096
営業外収益		
受取利息	273	
受取配当金	136,563	
受取貸料	52,361	
受取手数料	35,956	
売電収入	18,989	
雑収入	21,622	265,769
営業外費用		
支払利息	36,186	
貸与資産減価償却費	26,407	
社債償還費用	2,589	
為替差損	11,557	
雑損	35,760	
経常利益	13,727	126,229
特別利益		2,120,635
固定資産売却益	550	
投資有価証券売却益	96,453	97,003
固定資産除却損	1,845	
減損	12,590	
子会社整理損	57,237	
投資有価証券評価損	40,110	
関係会社株式評価損	43,061	154,846
税引前当期純利益		2,062,792
法人税、住民税及び事業税		509,480
法人税等調整額		△16,564
当期純利益		1,569,876

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 康宏 ㊦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年8月14日

一正蒲鉾株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
新潟事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石尾 雅樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 康宏 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月21日

一正蒲鉾株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 涌井利明 ㊟

監査等委員 坂井啓二 ㊟

監査等委員 古川兵衛 ㊟

監査等委員 吉田至夫 ㊟

(注) 監査等委員坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

